

新しい飯山市環境基本計画 策定に向けた審議が始まりました

市では現在、飯山市環境審議会において、平成24年度から平成33年度までの環境行政推進の基本となる「第2次飯山市環境基本計画」の策定に向けた検討を行っています。飯山市環境基本計画は、飯山市環境基本条例に規定された4つの基本理念（別表）を実現し、市民・事業者・市が連携して環境に配慮した市民生活・事業活動・行政推進を行うっていくための基本となる計画です。平成14年度に策定された現在の環境基本計画は今年度で計画期間が終了することから、今後10年間の

新たな計画の策定に向け、検討を行っているものです。計画の検討を行っている飯山市環境審議会は、飯山市環境基本条例に基づき設置された組織で市内各団体から推薦された方、学識経験者、公募委員の計14名で構成。市民・事業所を対象に行われた環境に関するアンケートなども参考にしながら、市長からの諮問に基づき、5月から審議が行われています。今年3月に発生した震災による放射能汚染への不安が全国的に広がっていることをはじめ、この10年間で自然や環

境を取り巻く状況が大きく変わっており、今後10年間の飯山市の環境に対する取り組みの基本となる重要な計画となります。審議会では今年11月頃まで月1回程度審議を行い、素案をまとめ、パブリックコメントで寄せられた市民の意見を盛り込んで、来年2月頃に市へ答申する予定です。審議の経過は市報やホームページでお知らせしていきますので、計画や環境に関するご意見等がありましたら、市民環境課までお寄せください。

環境基本条例における基本理念

- 基本理念①** 環境の恵みの享受と将来の世代への継承
- 基本理念②** 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 基本理念③** 地球環境保全への取り組み
- 基本理念④** 市、市民、及び事業者の責務に応じた役割の実施

飯山市環境審議会委員（順不同、敬称略）

役職	委員氏名	推薦組織等
会長	上原 脩	学識経験者
職務代理者	中澤のり子	飯山くらしの会
委員	市川孝美	飯山市区長会協議会
〃	木内 秀一	飯山商工会議所
〃	市川 壽善	J A北信州みゆき
〃	小林 初子	飯山市議会
〃	大熊 傳	飯山市農業委員会
〃	村松 敏人	信州いやま観光局
〃	服部 秀人	飯山市公民館
〃	田中 妙子	学識経験者
〃	井田 秀行	学識経験者
〃	小林 和男	学識経験者
〃	森 浩晴	公募委員
〃	小林今朝之	公募委員

後期高齢者医療制度

8月から保険証が更新されます

【新しい保険証を郵送します】

現在お使いいただいている後期高齢者医療制度の保険証は7月31日で有効期限が終了します。8月1日からご使用いただく新しい保険証は7月25日以降に、住民票に記載されている住所に郵送します。

【新しい保険証は橙色】

新しい保険証の色は橙色で、有効期限は平成24年7月31日までとなっています。新しい保険証が手元に届きましたら、住所・氏名など記載内容に誤りがないかご確認ください。なお、古い保険

【自己負担割合について】

証は、間違いを避けるため必ずご自身で破棄してください。医療費の自己負担割合は平成22年中の収入などに基づき、左表のとおり判定します。※8月1日以降に、判定に係る収入額や世帯員の構成などに変更があった場合は、その都度自己負担割合を判定し直します。

【新たに交付を受けたい場合】

新たに減額認定証の交付を受けようとする場合は、「後期高齢者医療保険証」「印鑑」

【減額認定証を更新します】

現在ご使用の後期高齢者医療制度の『限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）』も7月31日有効期限が終了します。既に減額認定証をお持ちの方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方には後期高齢者医療制度の保険証と同様に7月25日以降に郵送します。

【対象者に郵送します】

現在ご使用の後期高齢者医療制度の『限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）』も7月31日有効期限が終了します。既に減額認定証をお持ちの方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方には後期高齢者医療制度の保険証と同様に7月25日以降に郵送します。

【交付対象となる方】

住民税非課税世帯の方
住民税課税世帯の方
減額認定証を提示すること
で、入院したときに窓口で支払う自己負担分や食事代などを減額された額で支払うことができます。

医療費の自己負担割合

負担割合が「3割」となる方
平成23年度の住民税課税所得額が145万円以上の被保険者の方と、その方と同一世帯の被保険者の方
負担割合が「1割」となる方
◇被保険者全員の平成23年度の住民税課税所得額が145万円未満の方
◇平成23年度の住民税課税所得額は145万円以上であるが下記に該当する方（申請手続きが必要になります。）
①被保険者が複数いる世帯で、被保険者の方の収入合計額が520万円未満の方
②被保険者1名の世帯で、ご自身の収入額が383万円未満の方
③被保険者1名の世帯で、ご自身の収入額は383万円を超えているが、同一世帯の70歳から74歳の方の収入額を含めた収入合計額が520万円未満の方

日本脳炎の予防接種について

今年度は、昨年度より再開した3歳・4歳のお子さんに加えて、小学校3年生・4年生のお子さんにも、日本脳炎の予防接種のご案内を行っています。小学校3年生・4年生のお子さんがいらしゃる保護者の方は、母子健康手帳を確認



ご存知ですか？

児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭や、父母にかわってその児童と同居し、養育している方に対して支給される手当です。※原則、児童が18歳に到達した年度末まで支給されます。

【支給手続き・対象月】

児童扶養手当は申請を受理した月の翌月から支給対象となります。新たに該当になった方は、早めに手続きをお願いします。なお、すでに児童扶養手当を受給されている方は、1年に1度（8月）、更新のため現況届が必要となります。該当する方には後日通知でお知らせします。

国民健康保険加入の70歳未満の方が対象

「限度額適用認定証」更新のお知らせ

8月は更新時期です

入院時に病院へ支払う医療費の自己負担分（※）を限度額（別表）以内に行うことができる「限度額適用認定証」が、一斉切りかえとなります。8月以降も必要な方、新たに必要とされる方は交付申請の手続きをお願いします。



- ① 保険証
- ② 印鑑
- ③ 本人確認できる身分証明書
- ④ 以前交付されていた「認定証」（更新の場合）

【交付申請について】

以下の持ち物をご用意いただき、市役所の国保年金係窓口へ申請してください。

【認定証の交付は随時可能 入院前に手続きを】

この制度を利用するには、まず市役所の国保窓口へ申請し「限度額適用認定証」の交付を受けていただきます。この「限度額適用認定証」と「保険証」を入院している医療機関に提示すると、病院への支払いが自己負担限度額以内になります。

（別表）1か月の自己負担限度額	
住民税課税世帯 ※上位所得者	150,000円+（総医療費-500,000円）×1%
住民税課税世帯 一般	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%
住民税 非課税世帯	35,400円

※国保税基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯

なお、制度が適用されるのは申請した月からです。入院した月の翌月以降に申請した場合、前の月にさかのぼっての認定証交付はできません。